

2018年2月定例会(3月6日) 松谷清議員 総括質問に関する質疑全文

○議長(井上恒弥君) 次に、松谷 清君。

〔23番松谷 清君登壇〕

○23番(松谷 清君) それでは、通告に従いまして2点質問させていただきます。

情報発信、情報管理、情報公開について、まず伺います。

市長の所信表明において、今後の市政運営の第1に情報発信の強化を挙げております。市内外において、一番の影響を持つのは市長本人、トップリーダーとしての情報発信であることは間違いありません。

その1つが市長の定例記者会見です。ホームページでは、編集された市長の記者会見動画はアップされていますが、記者との質疑応答部分はありません。市長の情報発信にかかわる政治姿勢について伺います。

記者会見について、記者との質疑応答部分を含めライブ発信する考えはないのか、また会見録の公開についてはどう考えているか、伺いたいと思います。

次に、市民文化会館の大規模改修リノベーションとアリーナについて伺います。

もう既にこのテーマは、代表質問、昨日、丹沢議員、現在、鈴木議員からも質問がありました。

静岡駿府町地区文化・スポーツ施設を核としたまちづくり懇話会は、2017年度に4回開催され、懇話会は意見を聞く場、示された4パターンの中から2018年度の内部協議で方向性を決定、第3次総合計画後期に反映するとしております。お手元に懇話会の資料がございます。

しかしながら、田辺市長、先ほどの鈴木議員への答弁でもそうなのですが、所信において市民文化会館の再整備については、アリーナとホールの複合化を念頭にされる方針を確定と方向づけ、アリーナありき、一方で公共投資が地域経済の呼び水として、最大で174億円という公共事業、箱物事業として、事実上スタートをしているように思います。

来年の市長選挙を意識してか、公共事業と呼ばれる箱物が多く、起債財源に依拠した成長拡大路線に戻るのか、大変危惧するところであります。

市民文化会館は市長所信では、天守台発掘という本物の歴史が持つすばらしさ、家康公400年が存在する駿府城公園の中につくられた施設であります。天守台発掘は古い建築物に新しい価値をリノベーションする試みでもあります。市長所信で明治維新150年、西郷隆盛の言葉を引用しました。

駿府城天守台を取り壊したのは、日清戦争後の富国強兵、軍国主義を進めた明治政府と陸軍第34連隊誘致計画を上げた静岡市議会、動員された2万人の市民であります。

平和、家康の歴史文化拠点には、取り壊した明治、近代の視点が必要であり、その時代から市制90年、市民文化会館は昭和現代につくられました。公園には江戸、明治、昭和、平成の幾つもの時代が同居することになる歴史文化ゾーンであるわけであります。40年を生きた歴史を持つ市民文化会館を交流人口という価値観で取り壊していいのか、市民の中に徹底議論を巻き起こす必要があると思います。

アセットマネジメントの観点から、65年の耐用年数、まだ25年を残す40年のこの施設の長寿命化の選択の可能性についてどのように検討されているのか、課題があるのか、伺いたいと思います。

次に、再整備には、財政基盤が前提になりますけれども、代表質問でも第3次総合計画後期の財政の中期見通しで、財源不足額、投資的経費、累積起債限度額が示されました。このアリーナ・ホールの複合建設、海洋文化施設、天守台復元、天守閣再建、東静岡跡地利用など、公共事業、箱物がめじろ押しであります。静岡市の財政は大丈夫なのか、不安になるのは私だけではないと思います。

今後の起債残高はどのように見通しているのかを伺って、1回目の質問を終わります。

○市長(田辺信宏君) 私からは、大項目、情報発信、情報管理、情報公開についてのうち、市長の定例記者会見のライブ配信をする考えはないか、また会見録の公開についてはいかがかとこの質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、先日の施政方針の際に、今後の市政運営について、情報発信力の強化に引き続き強く取り組んでいく旨、申し上げました。その一環として、市長定例記者会見のライブ配信を平成30年度中に実施していきたいと考えております。

現在、記者会見で私が発表する内容については、翌日にその録画を配信するという手法をとっておりますが、これまで配信をしていない記者との質疑応答の部分ですね。それが新聞やテレビニュースなんかで報道される、紹介される場合も多々あります。

そこで、私の考え方や思いを十分に伝えるためにもライブ配信により、今後は私の言葉を市民の皆さんにリアルタイムで伝えていきたいというふうに決めました。

また、会見録についても、あわせて検討し、ホームページ上で公開することにより情報発信力の強化につなげていきたいと考えています。

以下は、局長から答弁させます。

○公共資産統括監(森下 靖君) 市民文化会館の長寿命化の選択の可能性をどのように考えているのかについてですが、平成29年度は市民文化会館の大規模改修による長寿命化も1つのケースとして検討いたしました。

平成30年度は、交流人口の大幅な増加に期待が持てるホールとアリーナの複合化を念頭に検討を進めますが、大規模改修についても、選択肢の1つとして検討してまいりたいと考えております。

○財政局長(平沢克俊君) 今後の市債残高の見込みについてですが、今回お示しました平成33年度までの4年間の財政の中期見通しでは、3次総前期実施計画の進捗を踏まえ、歴史文化施設や新清水庁舎の整備のほか、沼上清掃工場の基幹的設備の改修などの大規模事業について、現時点での想定により盛り込んでおります。

市民文化会館の再整備に関する建設費については、今回の見通しには盛り込んでいませんが、今後の検討を踏まえ、3次総後期実施計画や4次総で位置づけていくこととなります。

これらを踏まえ、今回の中期見通しでは、臨時財政対策債を除いた平成33年度末の市債残高が2,742億円となり、平成30年度末の2,659億円と比較し83億円増加すると見込んでおります。

〔23番松谷 清君登壇〕

○23番(松谷 清君) 市長から答弁いただきました。30年度中、これは改選の準備もありますので、できるだけ早くということで、予算の準備も始めたと聞いておりますので、期待をしたいと思います。

記者との質疑のやりとりについては、これ録画ですので、4月からぜひ始めていただけると、理解をいたします。

会見録は、実はこれ全国の政令市20市を見ますと、記者との質疑応答を含めた会見録の公開は、静岡、浜松を除き18市がやっている。そして記者との質疑動画は13市でやっている。ライブ配信は6市、つ

まり静岡市は7番目になるわけでありますので、早急なる対策をお願いしておきたいと思っております。

次に、公文書管理の問題でお伺いいたします。3点お伺いいたします。

行政の意思決定過程を事後に検証できるよう、行政が持つあらゆる公文書等の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準を定める公文書に関する法律が施行されたのは2011年であります。

こうした中、2015年総務省調査で、政令市20市中、札幌市など4市で条例制定、11市が規則、規程、要綱で対応し、5市が定めていない状況であります。静岡市は規則で対応する、条例制定に至っておりません。条例制定に至っていない理由、課題についてお伺いいたします。

2つ目に、静岡市ではどれくらいの量の公文書を保有し、どのように分類、保管、保存、廃棄をしているのか。また公文書の保管場所と公文書館の設置予定はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

3つ目に、公文書管理規則では、規定する電磁的記録とはどういうものを指すのか。また、その中で情報公開条例の対象文書とならないものがあるのかなのかですね、お伺いしたいと思います。

次に、アリーナ、市民文化会館の大規模改修、リノベーションとアリーナの問題についてお伺いいたします。

今、公共資産統括監からの答弁をいただいて、大規模改修は1つの選択肢だよと言いながらですよ、市長はさっきの鈴木議員の質問に対してアリーナは必要だと叫んでいましたよね。全くこれは矛盾しているんですね、手続上は。

実は、沼上清掃工場、先ほど財政局長が、実はこれ、1,860万円で、大規模改修の調査費が予算化されていますけれども、3年かけて大規模改修86億6,000万円、60年の長寿命化を選択したわけなんですね。つくった当時は274億円、沼上清掃工場は3炉でしたけれども、ごみが減量され、新しくつくるとすれば西ヶ谷工場レベル180億円、新設すればですよ。でも86億6,000万円をかけて大規模改修をするという選択を静岡市はしたんですね。私はこれは賢明な判断だと思うわけでありましてけれども、では市民文化会館の大規模改修はどうか。1つだと言いながら、全くそういうことをやっているふうには私は見えませんが、それでお手元資料に針谷建築事務所がヒアリング、市が公共のほうで、アセットマネジメントでもヒアリングを行っていることなんだけれども、お手元の資料の針谷建築事務所の減築工法を活用しての古い建物としての市民文化会館の保存改修案、7年前のこれ建通新聞です。この案についてはどのように評価されているのか、伺いたいと思っております。

2つ目に、人口減少社会においては、小さく質の高い自治体、ダウンサイズの建築やものづくり、公共空間に幾つもの時代が同居するまちづくりが求められます。

成熟持続可能な時代、SDGsで14とか17で市民文化会館や海洋文化施設をやっていますけれども、これはSDGsの12につくる責任、使う責任というのがあって、製作と消費という項目がちゃんとあるんですね。その観点に立てば、資源枯渇、地球環境保全という価値観に支えられる古い建物は壊さず残し、廃棄物を出さないというのも時代的要請であります。市民文化会館の地下には、くい径が1メートルから2メートル、くい長が6メートルから10メートルのくいが195本埋もれております。建てかえるということは、処分ということになるんですけれども、こうした廃棄物についてはどのように考えるのか、伺いたいと思っております。

次に、アリーナをめぐる諸問題について4点伺います。

市債残高に関する答弁、建設費が確定した歴史文化施設52億円、清水庁舎74億円、沼上清掃工場86億6,000万円、総額で212億円を含んだもので財政中期見通しをやっているわけですが、しかし今、箱物がめじろ押し、アリーナ・ホールで82億から174億円、海洋文化施設、これはまだ数値が決まっていますが、14億円の土地は買うと、50億円と予測しましょう。天守台で60億円、天守閣は市民募金を前提にしておりますけれども、これが本当に集められるかどうか大きな課題ですが、コンクリートで40億

円、木造で140億円、東静岡もまだ未定ですが、これじゃ大学をつくらなったらどのくらいかかるんですか、これ。もう50億円を超えることは間違いないですよ。そうすると、2020年度、中期、市長もさつき歴史文化会館のところ、歴史じゃなくてアリーナで2020年中期との言葉を使っていますけれども、推定で総額300億円を超える箱物が、まだ決まったわけじゃないから、アドバルーンとして上げられているということなんです。

こうした中で、財政への不安が高まりますけれども、どのように対処していくのか、伺っておきたいと思えます。

次に、市長はないものねだりよりあるもの探し、また連携という言葉を使っていますが、国際会議といえば日本平ホテル、アリーナといえばグランシップ、ツインメッセなど、東京ガールズはツインメッセを使うわけですね。現存施設の利用が可能ですが、その近隣類似施設間の連携、活用はどのように考えているか、お伺いします。

次に、資料で、4つのパターンの経済波及効果が示されて、しかし、これは交流人口増大への波及効果のように見えますけれども、実際は単に投資額を比例しているだけなんです。どうやって算定したのか、お伺いします。

そして、7,000席のアリーナの稼働日と市民文化会館のホールの使用、セノバの土日の渋滞が重なった場合の駐車場確保策はどうするのか、どう検討されているのか、歩いて楽しいまちづくりとの整合性はどのようにしているのかを伺って、2回目の質問を終わります。

○総務局長(大長義之君) 公文書管理の3点の御質問に一括してお答えをいたします。

まず、公文書管理条例を制定していない理由と制定に向けての課題についてでございますが、現在、本市におきましては、適正な公文書管理を行うため、静岡市公文書管理規則及び静岡市公文書管理規程を定めております。

これらの規則等が公文書等の管理に関する法律の趣旨に沿った内容となっている点や同法の施行以前から規則等による公文書管理の運用が定着している点から、条例の制定はせず、規則等に基づき、公文書の適正な管理を行っているところでございます。

次に、公文書の保有量とどのように分類、保管、保存、廃棄をしているか、また公文書館の設置予定はどのようにしているかについてでございますが、公文書の分類につきましては、公文書を事務事業の性質、内容等に応じて分類、整理し、それらを年度単位で管理をしております。

また、公文書の保管、保存ですが、各課等で作成された公文書は、事業等が終了した年度の翌年度まで、その課において保管された後、総務局行政管理課や区役所地域総務課に引き継がれます。引き継がれた公文書は、保存期間の満了まで、静岡、清水、駿河区役所の各庁舎内のほか、民営の文書館など計7カ所の文書庫で保存されます。

公文書の保存期間は、法令等で定めるほか、公文書管理規則で1年未満から長いものでは30年の区分が定められており、保存期間が満了した公文書につきましては、年に一度廃棄をしております。

なお、一部指定した重要なものについては、永久保存となっております。

公文書の量につきましては、平成30年2月末現在で、各課等で保管する公文書に加えまして、およそ17万冊を文書庫で保存しております。

次に、公文書館の建設につきましては、歴史的公文書を保存し、閲覧に供するとともに、関連する調査、研究を行うことを目的とする公文書館は、現在設置の予定はございません。

最後に電磁的記録についてですが、公文書管理規則では、電磁的記録を電子的方式、磁氣的方式、その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録と定めており、具体的には電子メールやハードディスクに記録された情報、映像などが電磁的記録に該当します。

それらのうち、職員が職務上作成し、または取得したもので、組織的に用いるものとして本市が保有するものであれば、公文書管理規則の対象の公文書となります。例えば、電子メールに記録された情報については、その内容を紙に出力して起案文書などに添付したり、共有のハードディスクに電子的に保存したりするなどして、複数の職員がアクセスし得る状態におかれている場合は、公文書となります。

基本的には、公文書管理規則の対象となる公文書と情報公開条例の対象となる公文書は同じものとなります。

○公共資産統括監(森下 靖君) 市民文化会館の大規模改修の2点の質問にお答えいたします。

まず、減築工法による市民文化会館の保存改修をどのように評価しているのかについてですが、平成 29 年度は大規模改修を含めたホールとアリーナの概算事業費や事業収支、経済波及効果等について検討し、整備ケースとして4つの案を提示いたしました。

また、平成 30 年度はこの4つの案をもとに、歴史文化の拠点づくりの一翼を担う当該計画地のあるべき姿を示した整備方針を策定する予定であります。

このように、具体的な工法や整備手法等については、平成 31 年度以降に検討してまいりますので、現段階では民間事業者が描いた具体的な改修案は評価しておりません。

次に、建てかえに伴い、解体時に発生する大量の廃棄物をどのように考えているのかについてですが、解体工事に伴い発生する廃棄物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律など、関係法令に基づき再資源化に努めるとともに、廃棄物の減量に取り組んでまいります。

○財政局長(平沢克俊君) 市債残高の増加への対処についてですが、市債残高の増加は、後年度の公債費を増大させ、将来の財政を圧迫することとなります。

このため、収入に対する1年間に支払った公債費などの割合を示す実質公債費比率と収入に対する今後支払わなければならない公債費などの割合を示す将来負担比率の推移に注意する必要があります。

実質公債費比率については、平成 22 年度の 12.7%をピークに 28 年度は 7.9%へ、将来負担比率については 21 年度の 123.3%をピークに 28 年度は 46.4%へ、ともに改善していますが、市債残高の増加により、今後は上昇することが想定されます。

このことから、事業の選択と集中、平準化を図った上で、国の交付金や有利な市債、利用可能な基金を活用して財源の確保に努めるとともに、民間資金の導入なども検討することで、引き続き市債残高の適正管理に努めてまいります。

○公共資産統括監(森下 靖君) アリーナをめぐる収支及び諸問題の3点の質問にお答えいたします。

まず、近隣類似施設間の連携、活用はどのように考えているのかについてですが、本市が目指すアリーナは、これまで本市では機会が少なかった大規模なコンサートの観賞やプロスポーツの観戦ができる機能を重視した施設であるため、近隣類似施設間の連携や活用では補うことができない新たな役割を持っていると考えております。

次に、経済波及効果はどのように算出したのかについてですが、平成 29 年度は平成 23 年静岡市産業

連関表を用いて、初期投資による経済波及効果と運営による経済波及効果を試算しております。

初期投資による経済波及効果は、設計費、建設工事費及び解体費等の概算から算出しております。

また、運営による経済波及効果は、ヒアリング等で得た音楽興行やプロスポーツの開催日数等の想定をもとに、ホールやアリーナの利用用途ごとに導き出した経済波及効果を積み上げることで算出しております。

最後に、駐車場の確保と歩いて楽しいまちづくりとの整合についてですが、本市では3次総で都市・交通分野の施策の1つに、歩いて楽しめる都市空間の創造を掲げております。この施策に合わせ、歩いて楽しいまちづくりを念頭に、平成30年度は来場者の交通手段や周辺施設との回遊性を意識した動線計画などについて検討を進めてまいります。

〔23 番松谷 清君登壇〕

○23 番(松谷 清君) それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず、公文書管理条例の制定していない理由、課題、そして制定する予定があるのかどうか、先ほど答弁がちょっとなかったようですので、改めてお伺いします。

それから、電子メールについて、規則第10条2項では、着信後に速やかに紙に出力することが定められているわけです。答弁では、共有のハードディスクに記録あるいは供覧になるものは公文書だよと。しかし、個人の管理になっている電子メールはたくさんあるわけでありまして。

国会でも森友、加計学園、さかのぼれば文科省天下り問題でも、公開によって省庁の意思決定過程が明らかになっているわけでありまして。現在、電子メールについて、財務省は送受信から60日保存、防衛省には一部の公用携帯電話から送受信したメールについては30日から90日の保存となっておりますが、保存のあり方について再検討も始まっております。

電子メールの公文書と、ここがなるものとならないものが分かれているんですけども、保存ルールはどうなっているのか、伺っておきたいと思っております。

実は、静岡市でも森下小学校の設計委託問題、監査委員から手厳しく批判を受けておりますけれども、職員と業者との電子メールのやりとりが調査委員会の対象となって、提出はされて、事実関係が明らかになったということを我々は経験しているわけでありまして。

したがって、個人メールの取り扱いをどうするか、これはきちっとしたルールが必要だと思っておりますので、伺っておきたいと思っております。

次に、市長は職員に対して職務上、こうした公的なパソコン、公的な携帯電話あるいは個人のスマートフォンなどを用いた電子メールによってそうした指示を行ったことがあるのかないのか、その場合は情報公開の対象となるのかないのか、お伺いしたいと思います。

次に、市民文化会館の大規模改修についてお伺いしますが、要するにそこにある検討資料の建通新聞の針谷建築事務所のは評価しないと、今後だから対象にしない。しかし事実上はヒアリングもやっているわけでありまして、こんな答弁でいいのかなと、大変不安になります。

したがって、次の質問もこれほとんど期待のできない質問になるんですけども、その減築工法をしっかりと読んでいただくと、北街道からの動線、市民文化会館の主催者の利用駐車場になっている裏側ゾーンを表側として、お堀に橋をかける、東御門と同じ状態ですね。こうして水落交差点と結ぶ北街道からの動線というも提案されているんですけども、どのように考えるか、お伺いしたいと思います。

次に、先ほど駐車場の確保策について答弁がなかったんですね、質問を出しているんですけども、それについてお答え願いたいと思っております。

それから、市民参加について実施する際に、減築工法による市民文化会館の保存、改修について検討材料となるのかどうかを確認しておきたいと思います。

次に、アリーナの収支及び諸問題でございますけれども、アリーナは 5,000 席と 7,000 席が4つの案の中にあるんですけれども、突然 7,000 席が懇話会で出てきたわけですね。その数字がそこに出ているんですけれども、5,000 席だと 3,600 万円の赤字で 7,000 席だと 4,000 万円の黒字なんですね。

これは先ほどの答弁でいくと大規模な興行とそれからこれまでの近くにある近隣の施設ではスポーツができないからということで……

○議長(井上恒弥君) 残り1分です。

○23 番(松谷 清君)(続) ことが理由のように予測されますが、4,000 万円の黒字ということで、全くの収支予測というのがアリーナありきという状態なんですね。これで本当にアセットマネジメントの観点における施策で大丈夫なのかと、「大丈夫だよ」大変心配するわけであります。いや、大丈夫じゃないですよ、検討していないですよ。

その点で、やはり市長が成熟持続可能と言っているわけですから、もう少し落ちついた静岡のまちづくりをぜひ検討していただきたいということを述べて質問を終わりたいと思います。

○総務局長(大長義之君) 公文書管理の3点の御質問に一括してお答えいたします。

まず、公文書管理条例を制定する予定についてでございますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、静岡市公文書管理規則及び静岡市公文書管理規程に基づき公文書の適正な管理を行っており、現在のところ条例を制定する考えはございません。

次に、電子メールの公文書としての保存ルールについてでございますが、電子メールは文書の送達や事務連絡など、さまざまな用途に使用されております。その中で、公文書として管理すべきものは紙に出力し、または電子的に保存するなどして、適切な処理を行い、処理が終了したものについては、電子メール自体を削除する運用としております。

最後に、市長は職員に対する職務上の指示を電子メールにより行っているのかについてでございますが、市長は電子メールでの職員に対する職務上の指示は行っておりません。

なお、一般的に電子メールについては、職員が職務上作成し、または取得したもので、組織的に用いるものとして管理されているものであれば、情報公開条例が対象とする公文書に該当いたします。

○公共資産統括監(森下 靖君) 市民文化会館の大規模改修とアリーナについての3点の質問にお答えいたします。

まずは、北街道からの動線をどのように評価しているのかについてですが、当該計画地やその周辺における動線については、平成 29 年度に立ち上げた有識者による懇話会でも話題として提示されており、引き続き検討してまいります。

次に、市民参画を実施する際に、減築工法による保全改修を検討材料とするのかについてですが、先ほどの答弁のとおり、現段階では民間事業者が描いた具体的な改修案を検討材料とする予定はございません。

最後に、収支予測はどのように算出したのかについてでございますが、収支予測の算出に当たりましては

当該計画地におけるホールとアリーナの興行需要について、施設運営者など、民間事業者へのヒアリングや他の政令指定都市の類似施設の調査を実施いたしました。

この結果をもとに、音楽興行やプロスポーツの開催日数、維持管理運営費、利用料金等を想定し、収支予測を算出しております。

なお、先ほど駐車場の確保についての答弁が漏れていたのではないかとございしましたが、それにつきましては駐車場の確保と歩いて楽しいまちづくりとの整合の中で、最後にもう一度読み上げますが、この施策に合わせ歩いて楽しいまちづくりを念頭に、平成 30 年度は来場者の交通手段や周辺施設の回遊性を意識したこの動線計画の中で一緒に検討してまいりたいということをございます。